

事務連絡
令和5年4月5日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの
廃止及び位置づけ変更に際しての事業者の取組への支援について

令和5年2月10日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、同方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、政府は事業者等の自主的な感染対策の取組に対し情報提供の支援を行っています。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より、業種別ガイドライン廃止に際しての留意事項や、位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方等について、別添により通知があるとともに、各府省庁所管団体に対する情報提供及び所管団体からの求めに応じた助言等の対応について依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添及び別添別紙「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年3月31日）について、了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけ変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）」

（別添別紙）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」